平成２６年（フ）第１８３号
奈良県桜井市大字粟殿405番地８号室
債務者　上田　舞華
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４６３号
広島市安佐南区緑井６丁目37番35号
債務者　大谷　節子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６８４号
東京都台東区千束３丁目11―２　山谷マック
債務者　藤井喜久夫
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７０１号
千葉県館山市上野原１―６　ウィズⅠ―102
債務者　石井めぐみ
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７０２号
千葉県松戸市常盤平７丁目17　常盤平公団住宅２街区27棟302
債務者　阿部　敏子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７０３号
東京都墨田区亀沢３丁目27―３―201
債務者　小暮　一美
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７０９号
東京都渋谷区広尾５丁目７―１―611
債務者　荒木　千織
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７３５号
東京都八王子市並木町19―12　ことぶき荘１号
債務者　長田　昌江
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７３６号
東京都江戸川区鹿骨５丁目36―11　エーデルワイスＢ
債務者　及川　慶太
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７４１号
東京都江戸川区谷河内１丁目２―６
債務者　大久保淳子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７４４号
東京都杉並区方南１丁目25―３―204
債務者　金山　昭義
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７４５号
千葉県八千代市麦丸69―203
債務者　一兜　正人
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７４９号
東京都墨田区墨田３丁目10―１―301
債務者　江澤真季子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７５０号
神奈川県厚木市妻田北３丁目23―３―306
債務者　町河　　実
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７５２号
東京都板橋区清水町57―１
債務者　小田切時雄
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７５３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣375―１
債務者　高田　良夫
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部